

News Letter 2023年4月号

設備投資を検討したらまずは税制の確認を！

中小企業経営強化税制



経営革新等支援機関推進協議会

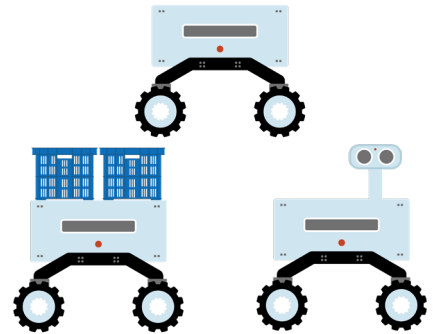
CONTENTS

- 1 中小企業経営強化税制とは
- 2 受けられる税制措置
- 3 対象となる設備
- 4 適用条件
- 5 税制適用までのスケジュール

① 中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、認定を受けた**経営力向上計画**に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用**することができます。

令和5年度の税制改正で、中小企業経営強化税制の適用期限が、**令和7年3月31日まで2年間延長**されます。



② 受けられる税制措置

それぞれ条件を満たした設備について、必要な書類を揃えて申請し、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画が認定された上で税金の申請をすると、法人税(個人事業主の場合は所得税)について、**即時償却**又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の**税額控除**を選んで受けることができます。

	メリット	デメリット
即時償却	短期的に大きな節税効果が得られる	支払う税額そのものは変わらない
税額控除	長期的な節税効果がある・支払う総税額が減る	すぐに節税効果を得られない

即時償却と税額控除は、どちらを選択しても構いません
自社の状況などを踏まえて検討しましょう



③ 対象となる設備

設備の種類 (価格要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国 税	【中小企業経営強化税制】 法人税(個人事業主の場合には所得税)について即時償却 または 税額控除最大10%※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%			
		生産性向上設備(A類型)	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備		
		収益性強化設備(B類型)	投資収益率5%以上の投資計画に係る設備		
		デジタル化設備(C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		
		経営資源集約化設備(D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		

見直し (改定案)

対象設備からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの※は除外

※ 中小企業経営強化税制は暗号資産マイニング業も同様のものを除外



④ 適用条件

3つの条件

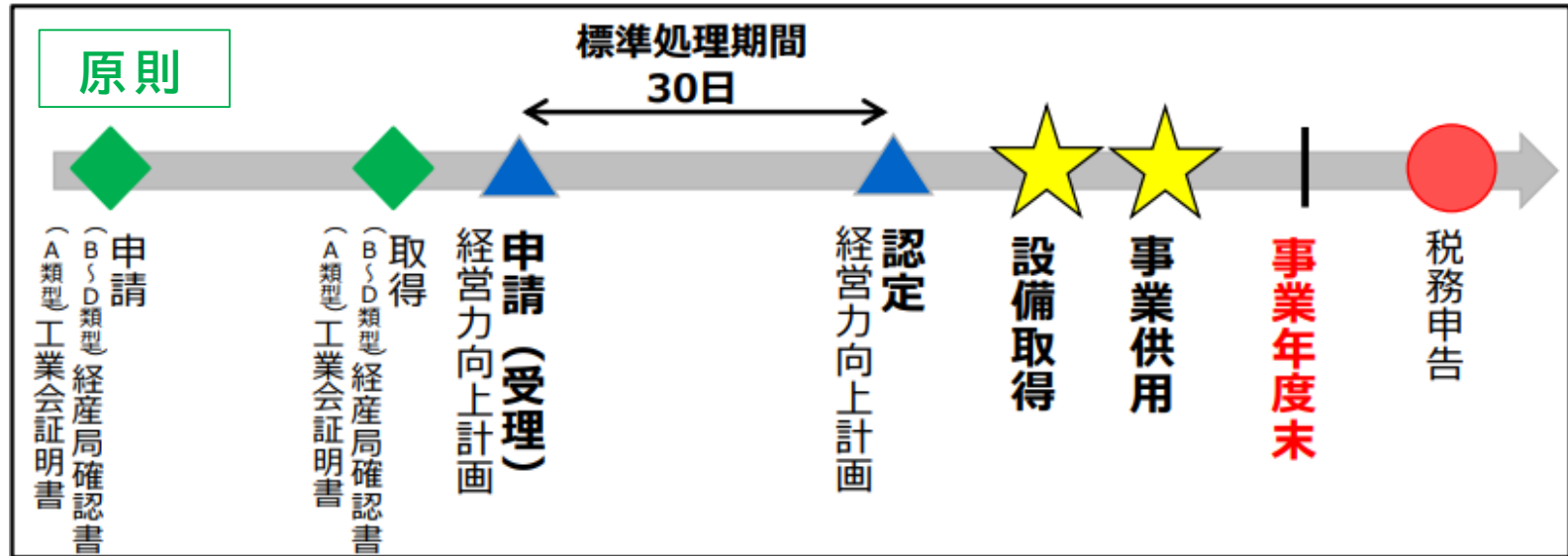
- ① 適用には**経営力向上計画※**の策定が必要
- ② **中小企業者**であること
 - 資本金額または出資金額が1億円以下の法人
 - 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 など
- ③ **対象となる事業内容の確認** (**電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)**などは対象外)

経営力向上計画とは？

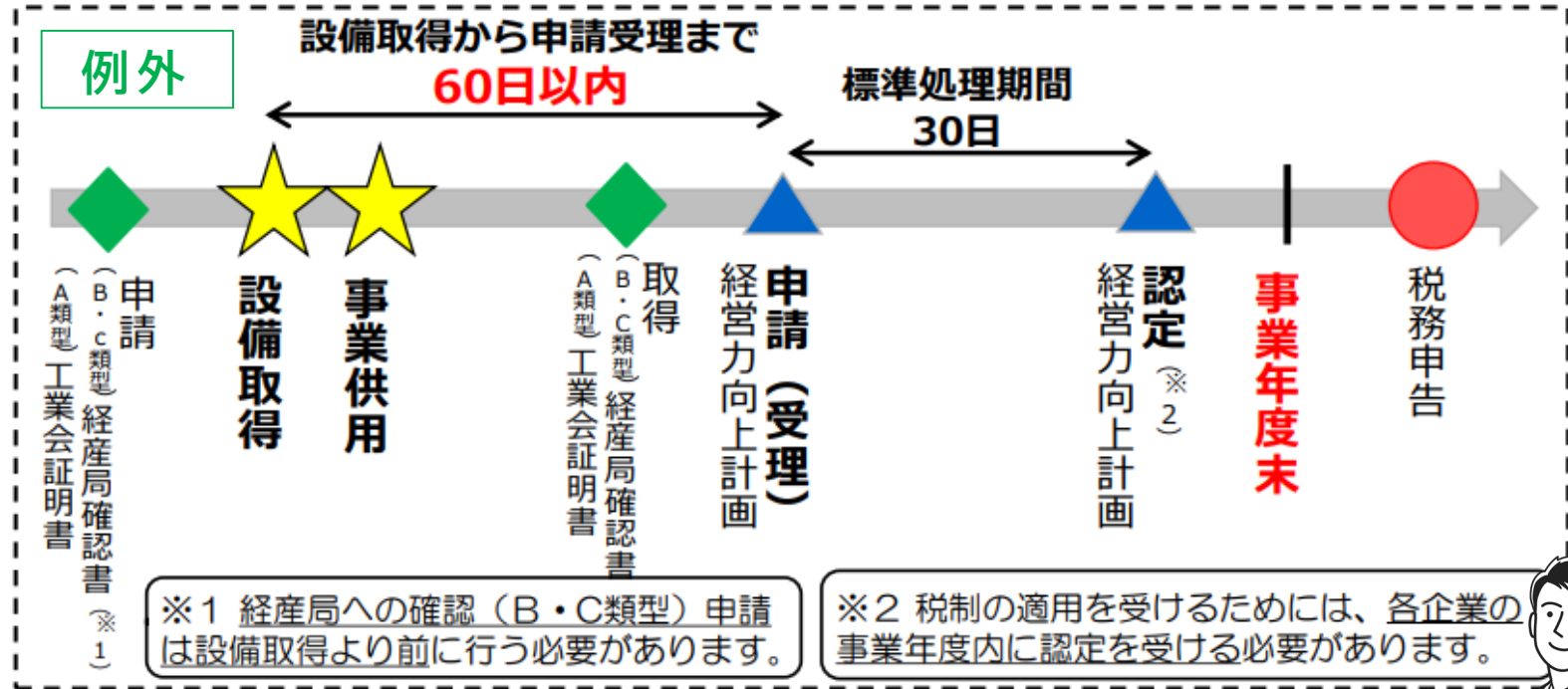
中小企業・小規模事業者等が、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画のことで、国の認定を得ることができます。

⑤ 税制適用までのスケジュール

設備の取得時期については、**経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】**となっています。原則に従うことができない場合には、【例外】があります。【例外】は設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要があります。



⑤ 税制適用までのスケジュール



中小企業経営強化税制は大きなメリットがあります！
設備投資を行う際は、積極的に検討しましょう。



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼